

設置要綱等

1. 島根県常備消防広域化検討委員会設置要綱
2. 島根県常備消防広域化検討委員会 委員名簿
3. 会議公開に係る規定
4. 島根県常備消防広域化検討委員会傍聴要領(案)
5. 島根県常備消防広域化検討委員会幹事会(案)

島根県常備消防広域化検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力の強化による住民サービスの向上や行財政運営の効率化と基盤の強化を図ることを目的として、県内市町村の消防の広域化について検討するため、島根県常備消防広域化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、知事に対して意見を述べるものとする。

- (1)自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- (2)市町村の消防の現況及び将来の見通し
- (3)前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せ
- (4)前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項
- (5)広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- (6)市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- (7)消防指令業務の共同運用に関する事項
- (8)その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、消防機関の代表(常備消防・消防団)、住民代表、学識経験者及び県職員のなかから委員12名以内で構成し、知事が委嘱または任命した者とする。

2 委員の任期は、平成20年3月末日までとする。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員のうちから互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、その事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という)は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 第2条に掲げる事項について具体的な検討を行うため、幹事会を置くことができる。

2 幹事は委員長が任命する。

3 幹事会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、島根県総務部消防防災課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月28日から施行する。

島根県常備消防広域化検討委員会 委員名簿

区内50音別 敬称略

区分		氏名	職名
学識 経験 者		いかわ きみお 井川 公夫	(株)山陰経済経営研究所 経済調査部長
		はた こうへい 秦 公平	松江赤十字病院院長
		よしづか とおる 吉塚 徹	島根県立大学総合政策学部教授
消 防 機 関	常備	ほんだ いさむ 本多 勇	浜田市消防本部消防長(消防長会副会長)
	消防	やなぎはら ともあき 柳原 知朗	松江市消防本部消防長(消防長会会長)
		わたなべ としひさ 渡邊 俊久	隠岐広域連合消防本部消防長(離島・組合消防)
	消防団	すみがわ てるかず 澄川 照一	県消防協会副会長(津和野町消防団長)
住民 代表		あだち きょうこ 安達 恭子	斐川町学童クラブ主任指導員
		くぼた さつえ 窪田 サツエ	島根県連合婦人会副会長
		やまぐち ひろえ 山口 洋枝	島根県女性防火クラブ連絡協議会長
県		かまつ まさとし 加松 正利	総務部長
		やました おさむ 山下 修	地域振興部長

会議公開に係る規定

1. 会議の公開の基準(島根県情報公開条例第34条)

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- 法令等の規定により公開することができないとされている場合。
- 島根県情報公開条例第7条各号(非公開情報)に掲げる情報が含まれる事項について審議、審査又は調査等を行う場合であって、当該会議で非公開を決定したとき。
- 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれがある場合であって、当該会議で非公開を決定したとき。

2. 会議の非公開の決定

審議会等の会議の非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。審議会等が、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

3. 会議の公開の方法

審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けることとする。審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続き及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会議の秩序の維持に努めることとする。

島根県常備消防広域化検討委員会傍聴要領(案)

1. 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、受付を済ませ、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。(傍聴希望者が定員を超え多数予想される場合は、抽選により行う。)

2. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長または係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 非公開とする決定があったときは、速やかに退場してください。

3. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と意見を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 携帯電話、PHS 等を使用しないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

島根県常備消防広域化検討委員会幹事会(案)

1. 設置の目的について

島根県常備消防広域化検討委員会設置要綱第6条第1項の規定により、広域化に関する専門的事項を調査・研究するために設置する。

2. 会議の開催方法について

幹事会の会議は、委員長の指示により、又は当該幹事長が必要に応じて開催し、幹事長はその会議の議長となる。

また、幹事長は、必要に応じて関係機関の職員、有識者等の会議への出席を求めることができる。

3. 幹事会の事務局について

幹事会の庶務は、島根県総務部消防防災課において処理する。

島根県常備消防広域化検討委員会 幹事名簿(案)

区分	氏名	職名
消 防 機 関	やなぎはら ともあき 柳原 知朗	松江市消防本部消防長
	あだち じゅんいち 足立 順一	安来市消防本部消防長
	こばやし としお 小林 敏雄	雲南消防組合消防本部消防長
	ながおか ひろゆき 永岡 博之	出雲市消防本部消防長
	まつい いさお 松井 功	大田市消防本部消防長
	むらかわ たつみ 村川 立美	江津邑智消防組合消防本部消防長
	ほんだ いさむ 本多 勇	浜田市消防本部消防長
	ほらだ ひろし 原田 博	益田地区広域市町村圏事務組合消防本部消防長
	わたなべ としひさ 渡邊 俊久	隠岐広域連合消防本部消防長
消防団	あだち みきお 足立 幹男	島根県消防協会事務局長
県	ふくだ のぶお 福田 信夫【幹事長】	島根県総務部次長(危機管理)
	ながおか たかし 長岡 隆	島根県地域振興部市町村課長